

○財務省告示第三百三十六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
十二年三月八日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年四月七日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第九十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
九
十
五
条
第
一
項、第百三十六条第
一
項及び第百三十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

三 振替法の適用等

四 発行方法

争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非

十 十 十 十
六 五 四 三
払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 札 参 支 金
日 加 払 額
日 限

平 財 日 額 償 当 た 平
成 務 本 面 還 た 成
二 大 銀 金 金 る だ 二
十 臣 行 額 を と 償 し、十
二 加 額 支 払 は、期 年
年 通 百 円 につ 〇、そ 六
三 知 円 つ き 百 〇、そ 月
月 受 百 円 つ き 〇、そ 七
八 け 円 つ き 百 〇、そ 日
日 者 〇、そ 〇、そ 〇、そ
に 〇、そ 〇、そ 〇、そ
に 〇、そ 〇、そ 〇、そ

十 十
イ 一
一 十
入 価 発
札 格 行 行
発 競 価 行
行 争 格 日
行 争 格 日

十 額 格 十 額
七 面 七 面
錢 金 錢 金
一 額 以 額
毛 百 上 百
円 円 の 円
に の そ につ
つ き ぞ き
九 九 九
十 十 十
九 九 九
円 円 円
九 九 九

平 す 額 の
成 〇、整 載
二 十 倍 の 又
年 三 金 記
月 月 額 録
八 八 〇、は
日 日 〇、最
低
〇、〇、〇、〇、
〇、〇、〇、〇、